破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５０号
岩手県大船渡市赤崎町字中井51番地11　志田荘
債務者　小笠原なな
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３１９号
函館市上湯川町66番７号
債務者　工藤　龍之
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５１号
函館市桔梗２丁目33番29号
債務者　東出　　航
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
岐阜県海津市平田町今尾1534番地　今尾団地Ｂ棟112号
債務者　小阪　政利
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
宮城県石巻市広渕字山陰一91番地、前住所仙台市宮城野区福田町２丁目８番15号　福平荘３
債務者　須藤　　崇
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１０２２号
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―105号
債務者　中村　勇一
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２３号
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―105号
債務者　中村真理子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４６号
さいたま市緑区大字大門1377番地１　レオパレスさくら209
債務者　菅間　秀人
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６５号
埼玉県川口市領家１丁目20番６―201号　領家マンション
債務者　丹野　寿一
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７２号
埼玉県川口市芝４丁目６番25号　コーポ大和101号、旧住所埼玉県川口市柳崎２丁目７番46号　クィーンコーポＢ203号
債務者　松原　史明
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８３号
埼玉県蕨市錦町１丁目５番15号　ジェネスＮＡＧＡＩ―２号
債務者　荒井恵理子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９８号
埼玉県朝霞市岡２丁目１番５号
債務者　佐藤　邦義
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９９号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目４番５号　ボストンハイツＢ203
債務者　佐藤　修弘
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３００号
埼玉県蕨市錦町６丁目15番13号　すみれ荘201号、旧住所埼玉県蕨市錦町２丁目19番35号　第３コーエーハイツ101号
債務者　今村　正寛
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０３号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台２丁目７番14号
債務者　西村　茂久
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３１号
埼玉県蓮田市馬込１丁目114番地
債務者　生方　邦彦
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
新潟県南魚沼市関1160番地１　ハッピーフィールド102号
債務者　小野塚徳治
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係